

2010年1月1日以降保険始期用



北海道印刷工業組合 組合員のみなさまへ 火災補償制度のご案内 (集団扱)

店舗総合保険

- 1 「火災補償制度」とは、富士火災海上保険株式会社と北海道印刷工業組合との間で締結した集団扱普通火災保険です。
- 2 「火災補償制度」とは、会員企業の皆様が、1企業で加入するよりも割安な保険料でご加入いただける保険制度です。
- 3 契約時にキャッシュレスでご加入いただけます。

北海道印刷工業組合

お支払いする損害保険金、水害保険金

①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 ④風災・雹(ひょう)災・雪災 (損害額が20万円以上となった場合)
⑤建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等(航空機の墜落、車両の飛び込み等) ⑥給排水設備に生じた事故等による水濡れ ⑦騒擾(しょう)・集団行動等による破壊行為等 ⑧a)盗難、盗難による汚損または損傷

a. 保険金額 ≥ 保険価額 × 80% の場合
損害保険金 = 損害額 (保険金額が限度)

b. 保険金額 < 保険価額 × 80% の場合
損害保険金 = 損害額 × $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額} \times 80\%}$
(注) 明記物件の盗難は、1回の事故について1個または1組ごとに100万円が限度となります。

⑧d) 通貨、預貯金証書の盗難

損害保険金 = 損害額

- a. 生活用通貨、預貯金証書の場合
1回の事故につき1敷地ごとに、通貨は20万円、預貯金証書は200万円または家財の保険金額のいずれか低い額が限度となります。
- b. 業務用通貨、預貯金証書の場合
1回の事故につき1敷地ごとに、通貨は30万円、預貯金証書は300万円または設備・什器等の保険金額のいずれか低い額が限度となります。

保険金をお支払いできない主な場合

<共通>

1. 保険の対象とならない次のものに生じた損害
 - ・自動車(自動三輪車、自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。)
 - ・通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、その他これらに類するもの(生活用または業務用の通貨、預貯金証書等の盗難で損害保険金をお支払いする場合は除きます。)
 - ・申込書に明記されていない、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石等および設計書・帳簿等
2. 保険の対象である商品・製品等の盗難によって生じた損害
3. ご契約者、被保険者(保険の補償を受けられる方)の故意、重大な過失、法令違反によって生じた損害

⑨水災(台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等により損害を受けた場合)

a. 保険の対象となる建物または家財に保険価額の30%以上の損害が生じた場合

水害保険金 = 保険金額 × $\frac{\text{損害額}}{\text{保険価額}}$ × 縮小割合(70%)

(上記算式で、保険金額が保険価額を超える場合は、保険金額は保険価額とします。)
b. 建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被り、次の損害が生じた場合
・建物または家財の損害額が保険価額の15%以上30%未満の場合
水害保険金 = 保険金額の10% (1回の事故につき1敷地ごとに200万円限度)

・建物または家財の損害額が保険価額の15%未満の場合、または設備・什器等、商品・製品等に損害が生じた場合
水害保険金 = 保険金額の5% (1回の事故につき1敷地ごとに100万円限度)

(注) 1敷地内での同一事故による上記b.の水害保険金は合算して200万円が限度となります。

⑩持ち出し家財の損害

被保険者または家族によって、保険証券記載の建物外に持ち出された家財が、日本国内の他の建築物内で①～⑧a)の事故で損害が生じた場合、保険金をお支払いします。

損害保険金 = 損害額
(1回の事故につき、100万円または家財の保険金額の20%のいずれか低い額が限度)

※他の保険契約から保険金が支払われる場合など、費用保険金のみをお支払いすることがあります。

4. ご契約者、被保険者の所有または運転する車両またはその積載物の衝突・接触によって生じた損害
5. 火災などの事故の際の紛失・盗難によって生じた損害
6. 保険の対象である動産が屋外にある間の盗難によって生じた損害
7. 持ち出し家財である自転車または原動機付自転車の盗難によって生じた損害
8. 戦争、外国の武力行使、内乱、暴動によって生じた損害
9. 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
10. 核燃料物質等の放射性、爆発性その他の有害な特性によって生じた損害 など

ご契約に際してご確認いただきたい事項

- ① 保険期間
原則1年間となります。1年を超える期間を設定することも1年未満の期間を設定することも可能です。実際にご契約いただく保険期間については、申込書をご確認ください。
- ② 保険金額(ご契約金額)
実際にご契約いただく保険金額は申込書をご確認ください。また、建物のみのご契約では動産(「設備・什器等」、「商品・製品等」、「家財」など)の損害は補償されません。動産を補償するためには建物とは別に動産ごとの保険金額を設定してご契約ください。なお、保険金額は時価(再調達価額から使用による消耗分を控除して算出した金額)または再調達価額(保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額)を基準に、過不足なく設定してください。
- ③ 保険料
保険料は保険金額、保険期間、建物の所在地・構造、用途等により決定されます。また、実際にお支払いいただく保険料については、申込書をご確認ください。なお、保険料払込みに関する特約をセットした場合を除いて、保険料は、ご契約と同時に お支払いください。保険期間が始まった後であっても、保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いできません。

ご契約後にご留意いただきたい主な事項

- ① 通知義務等
ご契約者または被保険者(保険の補償を受けられる方)は、ご契約後、告知事項のうち以下の項目(通知事項)に変更が生じた場合は、遅滞なくその旨を取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターに通知していただく義務(通知義務)があります。
 - ・ 保険の対象の所在地
 - ・ 建物の柱の種類・耐火性能区分、面積
 - ・ 建物の用法(住宅・店舗・事務所等)
 - ・ 建物内で行われる職作業の種類
 ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、遅滞なくご通知いただけなかつ

た場合は、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約者の住所が変更となる場合や、建物などを売却・譲渡等する場合も、取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターにご通知ください。詳しくは、重要事項説明書(「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明」)をご確認ください。

- ② 事故発生時の対応
ご契約いただいた保険契約で補償される事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店・営業社員またはセーフティ24コンタクトセンターにご連絡ください。事故のご連絡が遅れますと、保険金のお支払いが遅れることや、保険金の全部または一部をお支払いできないことがあります。

保険のご質問・ご相談は… 富士火災 お客さまセンター ☎0120-228-386 *携帯電話・PHSからもご利用になれます。 ●平日:午前9:00～午後6:00 ●土日祝:午前9:00～午後5:00	事故の受付・ご相談は… 富士火災 セーフティ24コンタクトセンター ☎0120-220-557 *携帯電話・PHSからもご利用になれます。 24時間・365日 受け付けております。	電話番号はおかけ間違いのないように 富士火災 お客さまの声室 ☎0120-246-145 *携帯電話・PHSからもご利用になれます。 ●平日:午前9:00～午後7:00 ●土日祝:午前9:00～午後5:00(年末年始を除きます)	ご不満・ご要望のお申し出は… 富士火災 保険会社との間で問題を解決できないときは… (社)日本損害保険協会「 そんがいほけん相談室 」 にご相談いただくこともできます。斡旋・調停を行う機関のご紹介もいたします。 ☎0120-107-808 *携帯電話・PHSからは03-3255-1306(有料) ●平日の午前9:00～午後6:00
---	--	--	---

ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明」)をご用意していますので、必ずお読みください。ご不明な点につきましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

火災補償制度のお問い合わせは…



株式会社 カキプロ
☎0120-156-580

●ご契約後、1か月経過しても保険証券が到着しない場合は、弊社取扱営業店にご照会ください。●事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店・営業社員またはセーフティ24コンタクトセンターまでご連絡ください。●ご契約後、お届ける住所、電話番号が変更となった場合は、すみやかに取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターにご連絡ください。●このパンフレットの内容は概要の説明です。詳しくは取扱代理店・営業社員にご照会ください。●弊社の損害保険募集人(代理店・営業社員)は保険契約締結の代理権および告知受領権を有していますので、有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。なお、代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約条件変更の際のご通知の受領などの代理業務も行っていきます。●複数の保険会社による共同保険契約の場合には、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

<引受保険会社> 富士火災海上保険株式会社

(本社)〒542-8567 大阪市中央区南船場1-18-11 (東京本社)〒104-8122 東京都中央区銀座2-12-18
TEL. 06-6271-2741 (大代表) TEL. 03-3542-3911 (大代表)
HOME PAGE: <http://www.fujikasai.jp>

取扱代理店
株式会社 カキプロ <http://www.kakipro.jp>

(本社) 〒060-0042 札幌市中央区大通西11-4 大通藤井ビル2階 TEL 011-280-6580 FAX 011-280-6588	(大阪事務所) 〒530-0043 大阪市北区天満1-6-8 六甲天満ビル 2階 TEL 06-6882-2680 FAX 06-6882-2688	(東京事務所) 〒105-0014 東京都港区芝1-10-11 コスモ金杉橋ビル6階 TEL 03-6435-2960 FAX 03-6435-2961
--	---	---

さまざまな事故から建物や設備・什器、商品・製品などの事業用資産を守る総合保険です。

この保険は

火災、落雷、破裂・爆発、風災・雹（ひょう）災・雪災、水濡れ、盗難、水災などの偶然の事故により、保険の対象（建物・動産）に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

保険の対象

店舗、事務所、併用住宅等の建物およびその収容動産（「設備・什器等」、「商品・製品等」、「家財」など）が保険の対象です。
 ・貴金属・宝石・書画などの美術品等で1個または1組の価額が30万円を超えるもの、稿本（本などの原稿）・設計書・図案・帳簿等（以下、「明記物件」といいます。）は、申込書に明記しないと保険の対象とすることができません。
 ・保険の対象が建物のみのご契約では、「設備・什器等」、「商品・製品等」、「家財」など（以下、「動産」といいます。）の損害は補償されません。動産の損害を補償するためには、建物とは別に保険の対象ごとに保険金額を設定してご契約いただく必要があります。

対象となる事故	① 火災	② 落雷	③ 破裂・爆発	④ 風災・雹（ひょう）災・雪災 (損害額が20万円以上となった場合)	⑤ 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等 (航空機の墜落、車両の飛び込み等)	⑥ 給排水設備に生じた事故等による水濡れ	⑦ 騒擾（じょう）・集団行動等による破壊行為等	⑧a 盗難（注）	⑧b 通貨・預貯金証書の盗難（注）	⑨ 水災 (台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等により損害を受けた場合)	⑩ 持ち出し家財の損害（注） <保険の対象が「家財」の場合>
お支払いする損害保険金	→										

お支払いする費用保険金	⑪ 臨時費用	①～⑦の事故で損害保険金が支払われる場合、損害保険金の30%（1回の事故につき1敷地内ごとに500万円限度）										
⑫ 残存物取片づけ費用	①～⑦の事故で損害保険金が支払われる場合、焼け跡の整理・清掃費用、リサイクル費用などの実費（損害保険金の10%が限度）											
⑬ 地震火災費用	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により一定の損害が発生した場合、保険金額の5%（1回の事故につき1敷地内ごとに300万円限度）											
⑭ 修理付帯費用	①～③の事故で、保険の対象となる建物等の損害の修復にあたり、弊社の承認を得て支出した費用（1回の事故につき1敷地内ごとに保険金額の30%または1,000万円のいずれか低い額が限度。ただし、居住部分の復旧に要した費用は対象となりません。）											
⑮ 損害防止費用	①～③の事故で、損害の発生・拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合の実費（消火薬剤の再取得費用など） ※保険金額が保険価額に満たない場合は、お支払いする金額が実際に支出した費用の額よりも少なくなる場合があります。											

保険料割引制度について

消火設備割引：屋内消火栓、自動火災報知器、スプリンクラー等の消火設備（消火器を除きます。）が設置されており、「年間の設備点検回数」や「昼夜を問わず消防員がいること」などの一定の基準を満たしている場合に適用します。

その他の割引：防災状況が優良な建物などに対して、割引を適用できる場合があります。

（注）詳しくは、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

<用語のご説明>

- 保険金額：ご契約金額
- 保険期間：ご契約期間
- 被保険者：保険の補償を受けられる方（ただし、損害賠償請求権者および質権者は含まれません。）
- 保険価額：損害が生じた地および時における保険の対象の価額
- 再調達価額：保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額
- 時価：再調達価額から使用による消耗分を控除して算出した金額

新価特約をセットいただくと、新価（再調達価額）を基準に損害保険金をお支払いします。

＜保険の対象＞

経年減価 時価	新価 (再調達価額)
------------	---------------

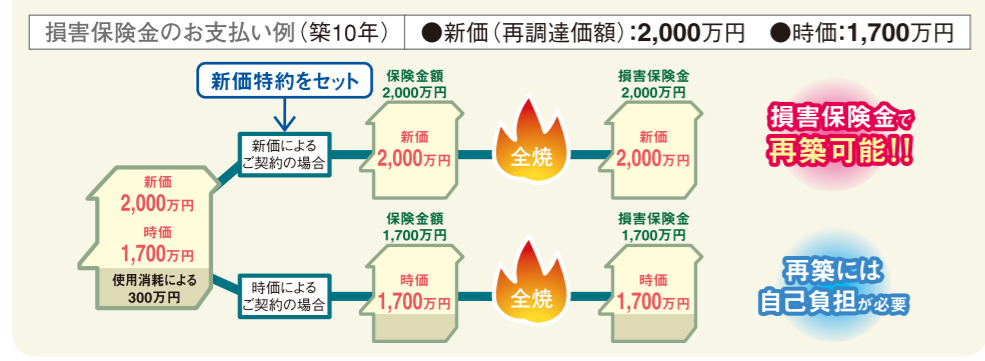
再調達価額とは、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。

この特約の対象は 減価割合が50%以下の建物・機械・設備・器具・工具・什器および備品が対象となります。

（注）家財、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、商品、副産物および副資材は、対象とすることはできません。
 ・減価割合が30%を超える場合、保険金額を制限させていただくことや、この特約をセットできないことがあります。詳しくは、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

損害保険金のお支払いは 新価（再調達価額）で損害保険金をお支払いします。

損害保険金は保険金額を限度に、新価（再調達価額）で実際の損害額的全額をお支払いします。
 ※保険金額は新価（再調達価額）を基準とした評価額で設定してください。 ※貴金属・宝石等の明記物件については、時価を基準に損害保険金をお支払いします。 ※水災などによる損害では、お支払いする損害保険金に別途、支払限度額の設定があります。



特約（オプション）

店舗賠償責任特約

この特約の被保険者が、業務に起因する事故で他人の身体を傷つけたり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することになって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

- ・水漏れ事故、被保険者の占有を離れた飲食物に起因する事故等による法律上の損害賠償責任は補償しません。
- ・居住部分がある併用住宅の場合、この特約の被保険者が負担する日常生活に起因する法律上の損害賠償責任も補償します。
- ・建物全体の延床面積が165㎡未満の小売店・料理飲食店が対象となります。ただし、区分所有建物およびテナントの場合で専（占）有面積が165㎡未満の場合は、対象とすることができます。

店舗の看板が外れ、通行人にあたり、ケガをさせてしまった。

専用店舗用保険料表 (面積10㎡あたり)

支払限度額	3,000万円	5,000万円	1億円
小売店	230円	250円	300円
料理飲食店	520円	630円	900円

保険料は専（占）有面積に関係なく、次のとおりとなります。
 ・建物全体の延床面積が165㎡未満の場合：建物全体の延床面積により算出した保険料
 ・建物全体の延床面積が165㎡以上の場合：面積を165㎡として算出した保険料

居住部分がある併用住宅の個人賠償加算保険料

支払限度額	3,000万円	5,000万円	1億円
加算保険料	610円	650円	700円

借家人賠償責任特約

火災、破裂・爆発により借用する建物に損害を与え、貸主に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

併用住宅の場合 地震保険もご契約ください

店舗総合保険では、地震・噴火・津波を原因とする火災、損壊、埋没、流失による損害は補償されません。

地震保険は、地震・噴火またはこれらによる津波（以下、「地震等」といいます。）を原因とする火災（延焼・拡大も含みます。）、損壊、埋没、流失によって建物または家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

※ご希望されない場合を除き、地震保険をあわせてご契約いただきます。
 ※地震保険は、単独ではご契約できません。店舗総合保険にセットしてご契約ください。
 ※お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が5兆5,000億円（2008年4月現在）を超える場合、算出された支払保険金総額に対する5兆5,000億円の割合によって削減される場合があります。

損害の程度	お支払いする保険金	■保険の対象
全損	地震保険金額の100%（時価が限度）	居住用建物（居住部分がある併用住宅） 家財（自動車や1個または1組の価額が30万円を超える） 貴金属・宝石等および設計書・帳簿等を除く
半損	地震保険金額の50%（時価の50%が限度）	■地震保険金額（ご契約金額） 店舗総合保険の保険金額の30%～50%の範囲内で設定してください。ただし、他にご契約の地震保険を含め、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度となります。
一部損	地震保険金額の5%（時価の5%が限度）	

割引制度

住宅の免震・耐震性能に応じた保険料割引制度があります。割引の適用を受けるためには、所定の確認資料の提出が必要です。なお、この割引は確認資料をご提出いただいた日以降の保険期間（ご契約期間）について適用されます。

- ① 建築年割引：1981年（昭和56年）6月1日以降に新築された建物の場合 **割引率 10%**
- ② 耐震等級割引：住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく耐震等級を有している場合 **割引率 10%、20%、30%**
- ③ 免震建築物割引：住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である場合 **割引率 30%**
- ④ 耐震診断割引：地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法（昭和56年6月1日施行）における耐震基準を満たす場合 **割引率 10%**

（注）上記①～④の割引は重複して適用を受けることはできません。詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

地震保険料控除制度によって、地震保険料は所得控除の対象となります。控除限度額は、**所得税50,000円・個人住民税25,000円**となります。

保険料表

借戸室面積	支払限度額	構造級別:1級・2級		構造級別:3級	
		基本料率 1.00円未満	基本料率 1.00円以上	基本料率 2.50円未満	基本料率 2.50円以上
0～99㎡未満	1,500万円	3,800円	10,000円	11,000円	15,500円
99～132㎡未満	2,000万円	5,100円	13,300円	14,700円	20,700円
132～1,650㎡未満	3,000万円	7,600円	19,900円	22,200円	31,200円